

徳島県告示第五百五十一号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町木頭西宇字下モ屋地八七の二、九三及び九六